

資料提供

滋賀労働局発表
平成27年5月28日

担当

滋賀労働局労働基準部
監督課長 齊藤 将
主任監察監督官 笠原 由紀
専門監督官 倉橋 隆成
電話：077-522-6649

労働基準法等に基づく申告受理件数が過去10年間で最少 ～平成26年の滋賀労働局管内における申告受理状況～

滋賀労働局(局長 辻 知之)は、平成26年に管内の労働基準監督署(大津、彦根、東近江)が、労働者の方からの賃金不払などの労働基準法違反等の「申告」^{※1}を受理した状況を取りまとめましたので、公表します。

《ポイント》

◇ 平成26年の申告受理状況【表1】

平成26年の申告受理件数は「242件」で、前年(269件)から27件減少し、過去10年間で最も少なくなり、初めて250件を下回りました。

〔過去10年間ではリーマンショック後の平成21年の422件が最多で、平成26年は平成21年の約6割(57.3%)の件数となっています。〕

◇ 申告内容の内訳【表2】

「賃金不払」が202件(75.1%)で、次いで「解雇」が37件(13.8%)となっており、この二つで約9割(88.8%)を占めます。^{※2}

※ 平成26年の申告処理の事例については別添参照。

◇ 業種別の状況【表3】

業種別では、商業が44件(18.2%)と最も多く、以下製造業37件(15.3%)、建設業33件(13.6%)、接客娯楽業26件(10.7%)、運輸交通業20件(8.3%)の順となっています。

なお、その他の業種が48件(19.8%)となっていますが、うち38件(15.7%)が派遣業です。

◇ 処理完結状況

平成26年に受理した242件に、平成25年からの繰越を加えた「280件」のうち、処理を完結した件数は「254件」で、**完結率は「90.7%」**でした。

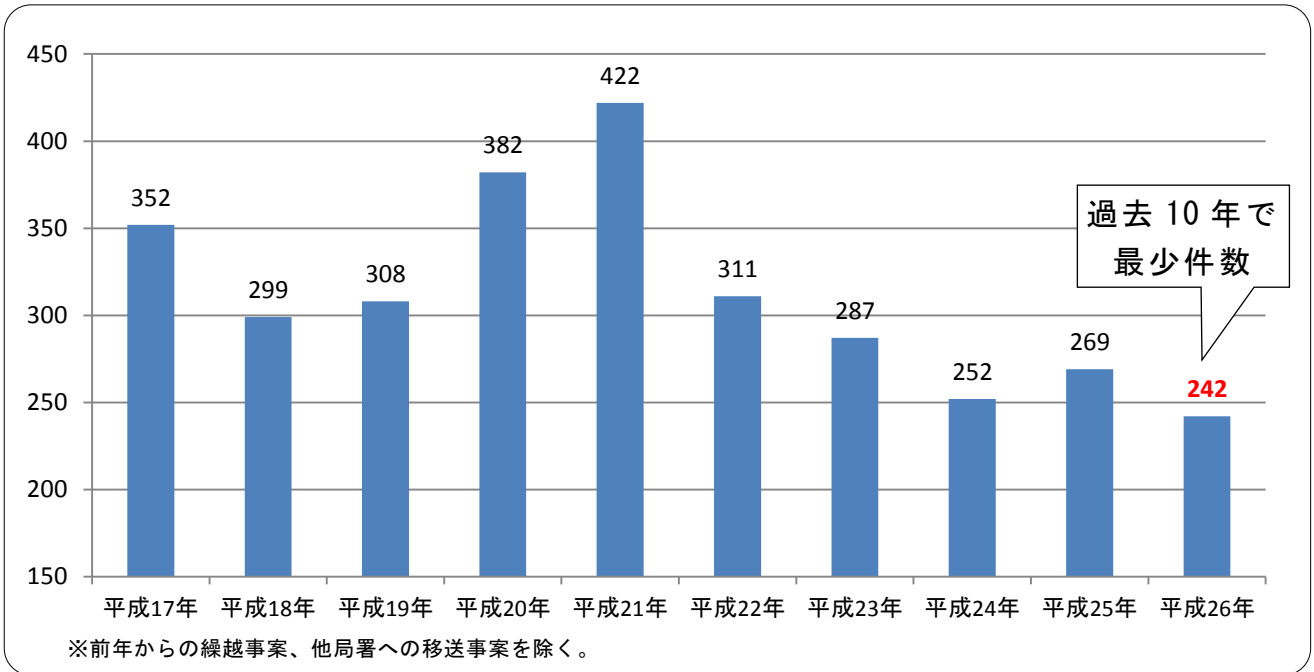
※1 労働基準法第104条等に基づき、労働者が労働基準関係法令違反に対する権利の救済等のため、使用者に対する行政指導を労働基準監督署に求めることをいいます。

※2 1件の申告で複数の項目を受理した事案もあるため、申告受理件数とは一致しません。総数は269件です。

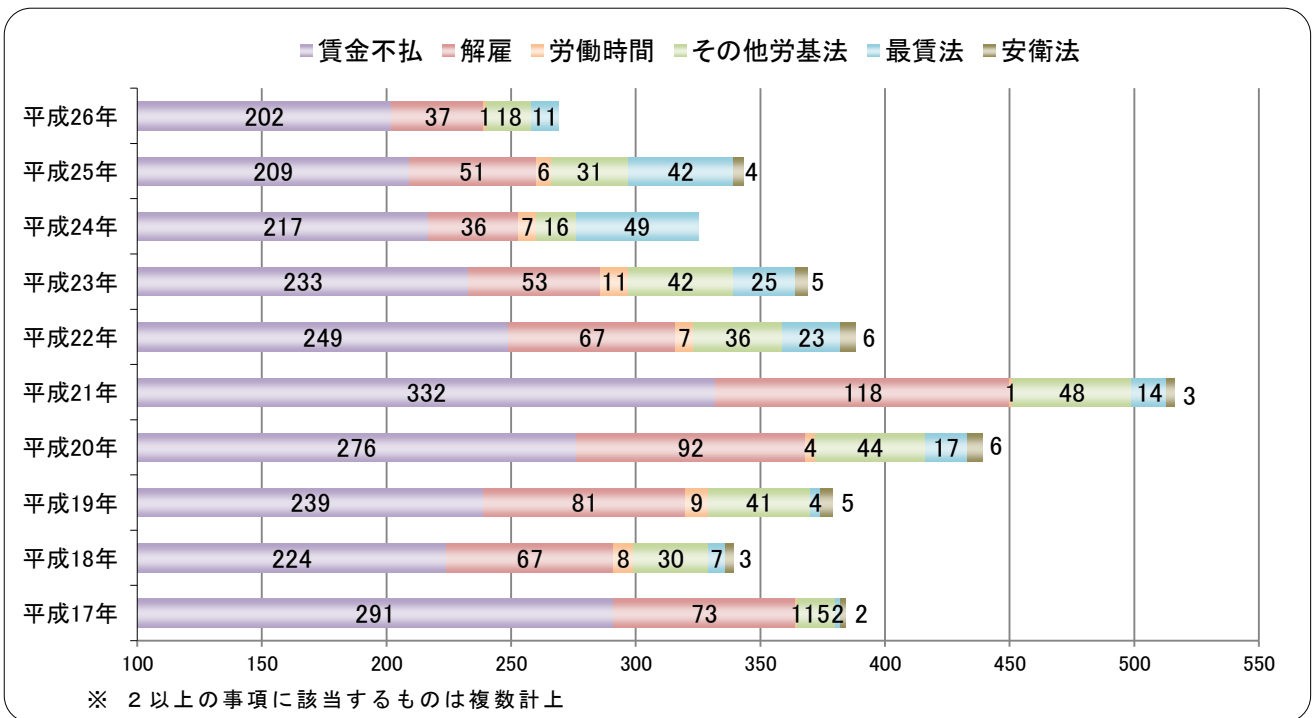
《今後の対応》

申告受理件数は過去10年間で最も少なくなったものの、「賃金不払」や「解雇」などは、個々の労働者やその家族の生活にとって重大な問題であることから、今後とも申告事案については優先的に対応してまいります。

【表 1】 年別申告受理件数の推移

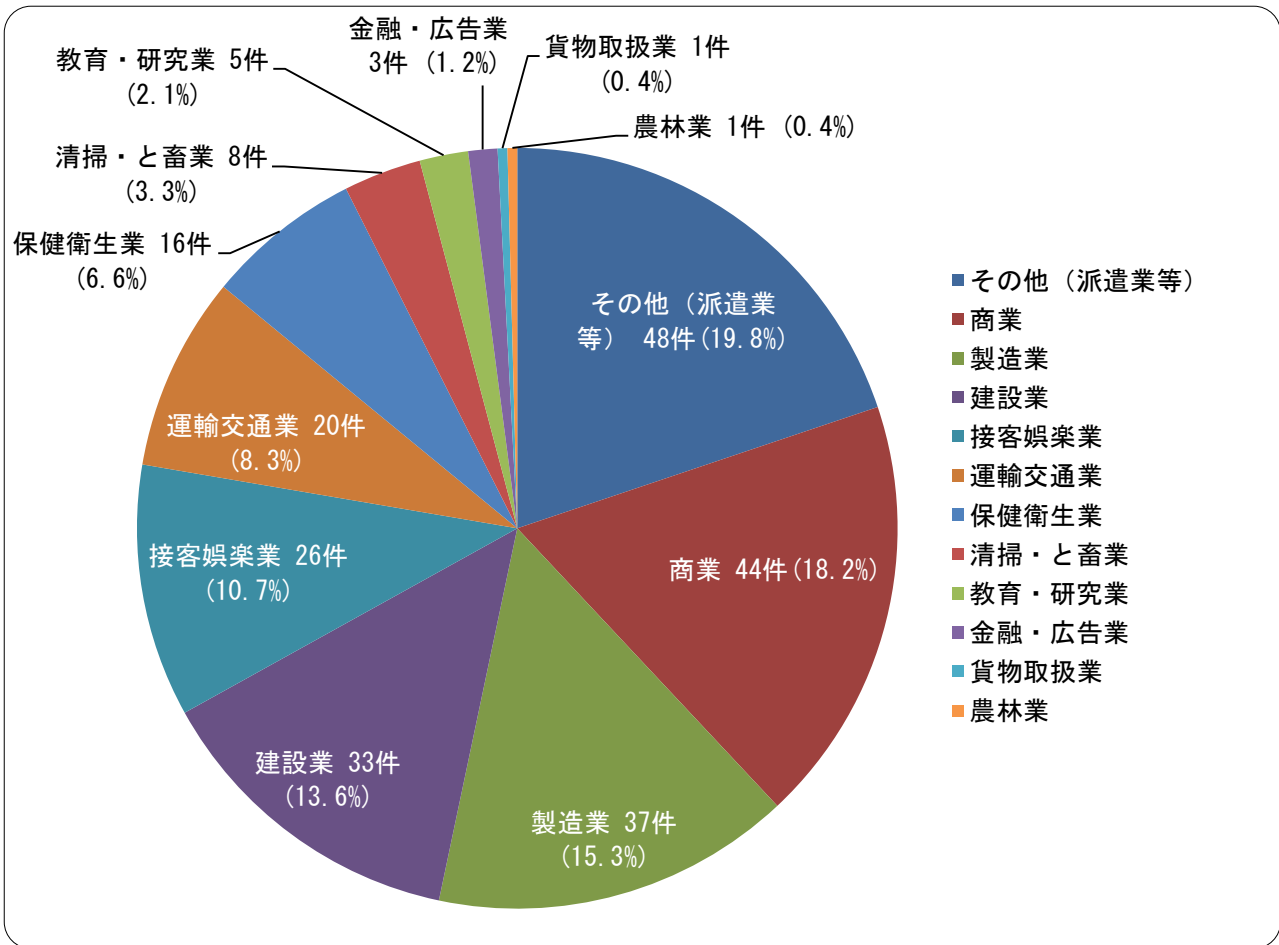


【表 2】 申告内容の内訳



	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
賃金不払	291	224	239	276	332	249	233	217	209	202
解雇	73	67	81	92	118	67	53	36	51	37
労働時間	1	8	9	4	1	7	11	7	6	1
その他労基法	15	30	41	44	48	36	42	16	31	18
最賃法	2	7	4	17	14	23	25	49	42	11
安衛法	2	3	5	6	3	6	5	0	4	0
合計	384	339	379	439	488	388	369	325	343	269

【表 3】業種別の状況（平成 26 年）



【参考】労働基準法等で規定する申告に関する条文

➤ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

（監督機関に対する申告）

第百四条 事業場に、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。

➤ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

（監督機関に対する申告）

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるよう求めることができる。

➤ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（労働者の申告）

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるよう求めることができる。

平成 26 年の申告処理の事例

事例 1 : 「賃金不払」の事例（残業手当不払に係る申告）	
申告の概要	定期的に残業や所定休日労働があったことから、その分の割増賃金の支払を求めたが、申告人（労働者）が自ら希望して勤務していたものであり残業を指示していないことを理由に支払を拒否されたため、労働基準監督署に申告したもの。
申告処理の内容・結果	労働基準監督官が事業場を臨検し、事業主等から事情を聞き、タイムカード等関係資料を確認したところ、通常賃金は支払われていたが割増賃金の不払を認められたため、再計算の上で不足額を支払うよう勧告。事業場が再計算の上、割増賃金を支払い解決した。
申告条文	<p>【労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）】</p> <p>使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。</p>

事例 2 : 「解雇」の事例（解雇予告手当不払に係る申告）	
申告の概要	事業場内で自動車接触事故を起こしたことを理由として即時解雇を事業場から通告されたことから、解雇予告手当の支払を求めたが、経営不振のため速やかな支払いは困難であることを理由に支払を拒否されたため、労働基準監督署に申告したもの。
申告処理の内容・結果	<p>労働基準監督官が事業場を臨検し、事業場責任者から事情を聞いたところ、経営不振に加えて解雇手続きに関して法の不知もあり、予告なく解雇した事実が確認されたため、労働基準法第 20 条違反を勧告。事業場が速やかに解雇予告手当を支払い解決した。</p> <p>※ 本件は労働基準法第 20 条のただし書の労働者の責めに帰すべき事由には当たらないと判断した。</p>
申告条文	<p>【労働基準法第 20 条（解雇の予告）】</p> <p>使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。</p>

事例3：「その他労基法」の事例 (年次有給休暇の取得に対する賃金不払に係る申告)	
申告の概要	事業場担当者に対し年次有給休暇の取得届を提出したが、その後担当者が交替してしまい、取得届が見当たらないことを理由に年次有給休暇の取得日に対する賃金の支払を拒否されたため、労働基準監督署に申告したもの。
申告処理の内容・結果	労働基準監督官が事業場責任者に来庁を求め、事情を聴取したところ、申告人(労働者)の説明に不整合はなく担当者間の引継ぎが不十分であったことが原因であったとして、年次有給休暇の取得日に対する賃金支払義務があることを認めたため、労働基準法第39条違反を勧告。申告人(労働者)が改めて年次有給休暇の取得届を提出したところ、賃金相当額が支払われ解決した。
申告条文	【労働基準法第39条(年次有給休暇)】 7 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間又は第四項の規定による有給休暇の時間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、それぞれ、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又はこれらの額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金を支払わなければならない。(以下略)

(参考1) 滋賀労働局管内の労働基準監督署

名称	所在地(管轄)	電話番号
大津労働基準監督署	〒520-0802 大津市馬場3丁目14-17 (大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市)	TEL 077(522)6641 FAX 077(522)6252
彦根労働基準監督署	〒522-0054 彦根市西今町58-3彦根地方合同庁舎3階 (彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡)	TEL 0749(22)0654 FAX 0749(26)0241
東近江労働基準監督署	〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14 (近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡)	TEL 0748(22)0394 FAX 0748(22)0613

(参考2) 労働条件相談ほっとライン

厚生労働省 厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方! お電話ください!!

労働者の方: 賃金がとれない、労働条件の改善方法を知らない、労働条件の改善を希望する

事業者の方: 就業が難しい、就業が難しい理由を説明したい

求職者の方: 労働条件の改善を希望する

0120-811-610

夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。

月・火・水・金: 午後5時～午後10時 土・日: 午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く)

労働条件に関する問題解決の第一歩!

夜間・土日に無料でご相談をお受けしています

労働条件に関する様々な「疑問」「悩み」お電話でご相談ください

労働者の方

- 有給休暇を使いたいけど…?
- アルバイトでも残業代は払ってもらえるの?
- 労働条件について書面でもらうことはできないの?
- 忙しくて休憩時間が取れません!

事業者の方

- 就業規則はどうやって作ればいいの?
- 正しく残業代の計算ができていないかな?
- パートの雇休ってどうすればいいの?
- 労働条件通知書に書かなければいけない項目って?

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

0120-811-610

月・火・水・金: 午後5時～午後10時
土・日: 午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く)

厚生労働省